

「令和6年度 業務に関する運用指針調査」概要

(発注関係事務の運用に関する指針に基づく工事に関する業務の実施状況に関する調査)

国は公共工事品確法※¹に基づき策定された運用指針※²に基づき、発注関係事務の実施状況を毎年度調査し、その結果をとりまとめ公表(令和元年度より実施)

※¹公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条

※²発注関係事務の運用に関する指針

調査対象機関

国(19機関)、特殊法人等(121法人)
地方公共団体(47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

調査対象時点

令和6年7月1日現在※

※一部の項目は令和5年度末時点

調査項目

- ダンピング対策(低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入等)
- 履行時期の平準化(第1四半期～第3四半期、第4四半期を履行期限とした割合)
- 入札方式の導入状況(プロポーザル方式・総合評価落札方式等)
- その他(発注見通しの公表、調査対象年度の入札・契約状況等)

結果の概要

- ダンピング対策については、特殊法人等では約2割、市区町村では約4割が未導入
- 履行時期の平準化については、国の業務は7割超が第4四半期に履行期限が集中している状況
- 休日の考慮については、一部の市区町村を除き、全ての団体に考慮されている
- 情報共有システム(ASP)については、特殊法人等、市区町村の導入が1割未満にとどまる
- プロポーザル方式については、市区町村の導入に遅れ
- 総合評価落札方式については、市区町村の導入が1割未満にとどまる

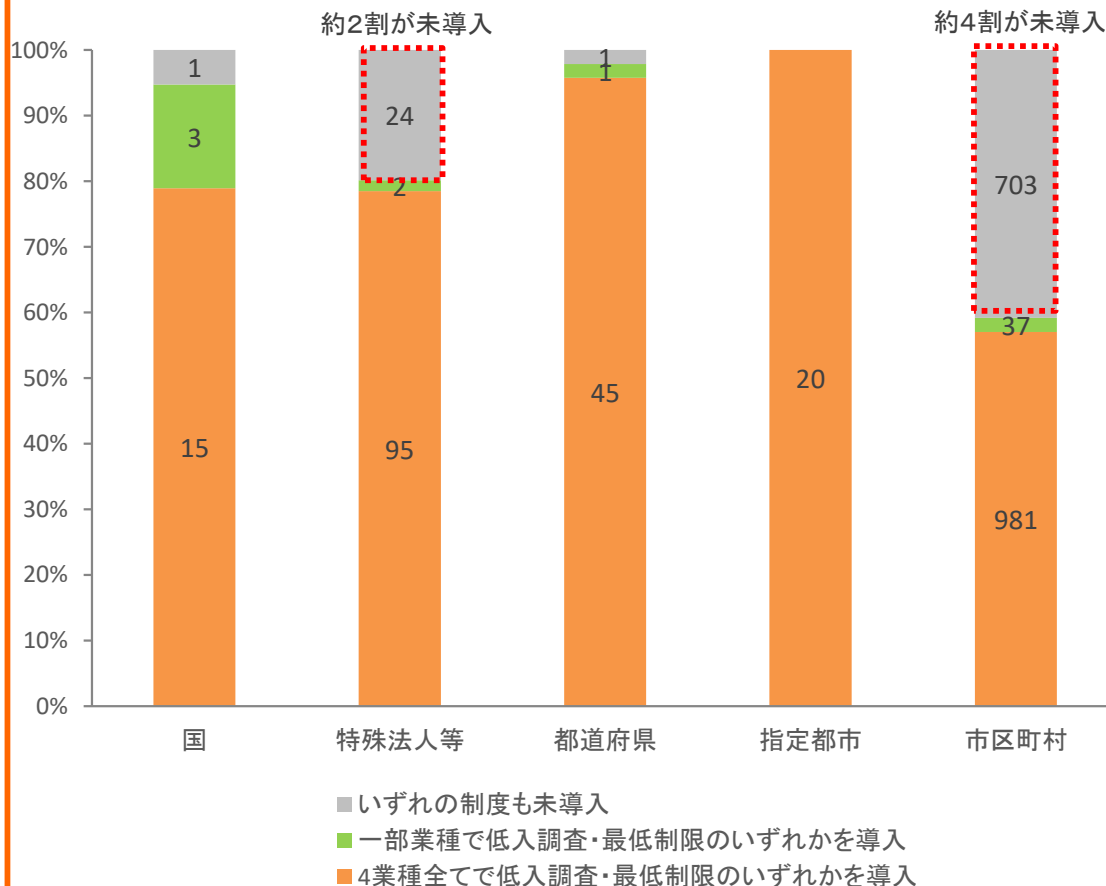
➡ 今後、都道府県公契連、発注者協議会、監理課長等会議等を通じて、調査結果を共有し、発注関係事務の改善に向けた更なる取組を推進

業務に関するダンピング対策（低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入）

業務に関するダンピング対策の位置付け

- 品確法において、発注者の責務として、ダンピング契約の締結を防止するための措置を講ずることが規定
- 運用指針において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することが明記

業務に関するダンピング対策の状況



○国、都道府県、指定都市ではほとんどの団体でダンピング対策を実施

○特殊法人等では約2割が依然として未導入

○市区町村では約4割が依然として未導入

○ダンピング受注は、調査等の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれや、適正な利潤を確保できないおそれ等の問題

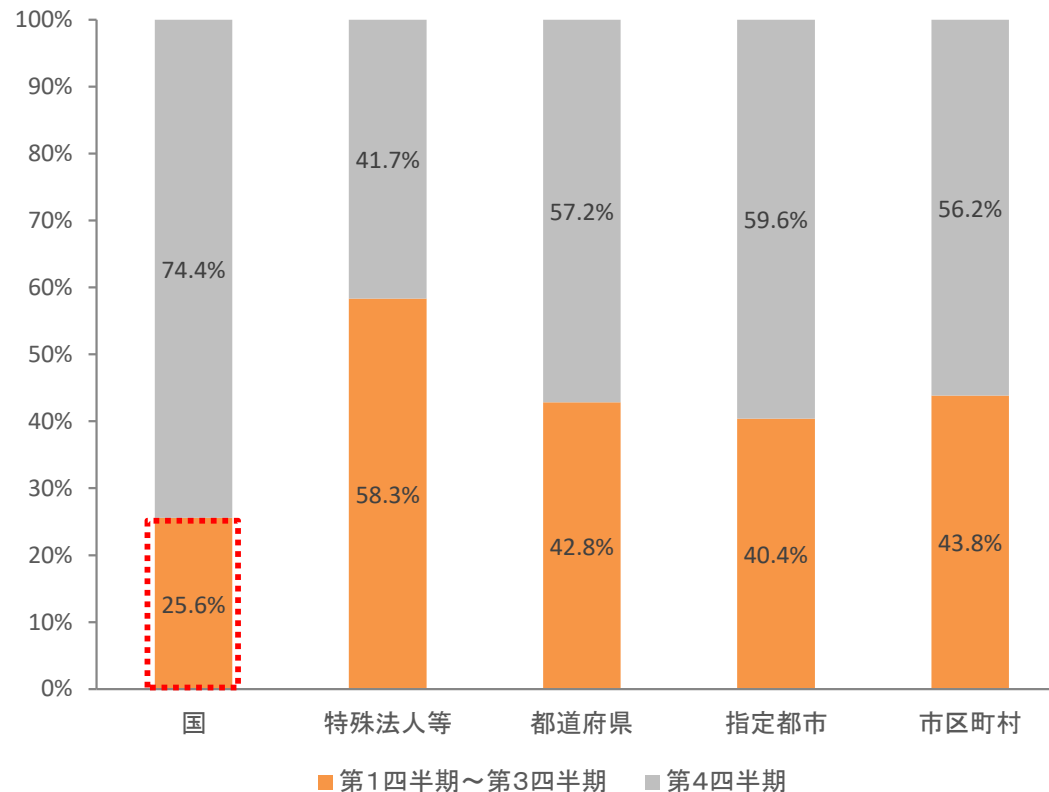
○特に、導入の遅れている発注者に対し導入済の発注者の取組状況を共有するなどして導入を働きかけ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を推進

業務に関する履行時期の平準化

業務に関する履行時期の平準化の位置付け

- 品確法において、発注者の責務として、履行時期の平準化のため、債務負担行為や繰越明許費の活用等が規定
- 運用指針において、発注者は、繰越明許費や債務負担行為の活用により、履行時期の平準化を図ることが明記

業務に関する履行時期の平準化の状況(完了業務の四半期別分類)



- 納期の割合は、第1四半期～第3四半期の割合が特殊法人等では約6割、都道府県、指定都市、市区町村では約4割、国では約3割



- 納期が年度末に集中することを避けることにより、労働時間の分散や休日を取得しやすい環境整備に資する
- 年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用、債務負担行為の積極的な活用等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行時期の平準化を推進

※グラフ内の割合は令和5年度に納期を迎えた件数(4業種全て)の割合

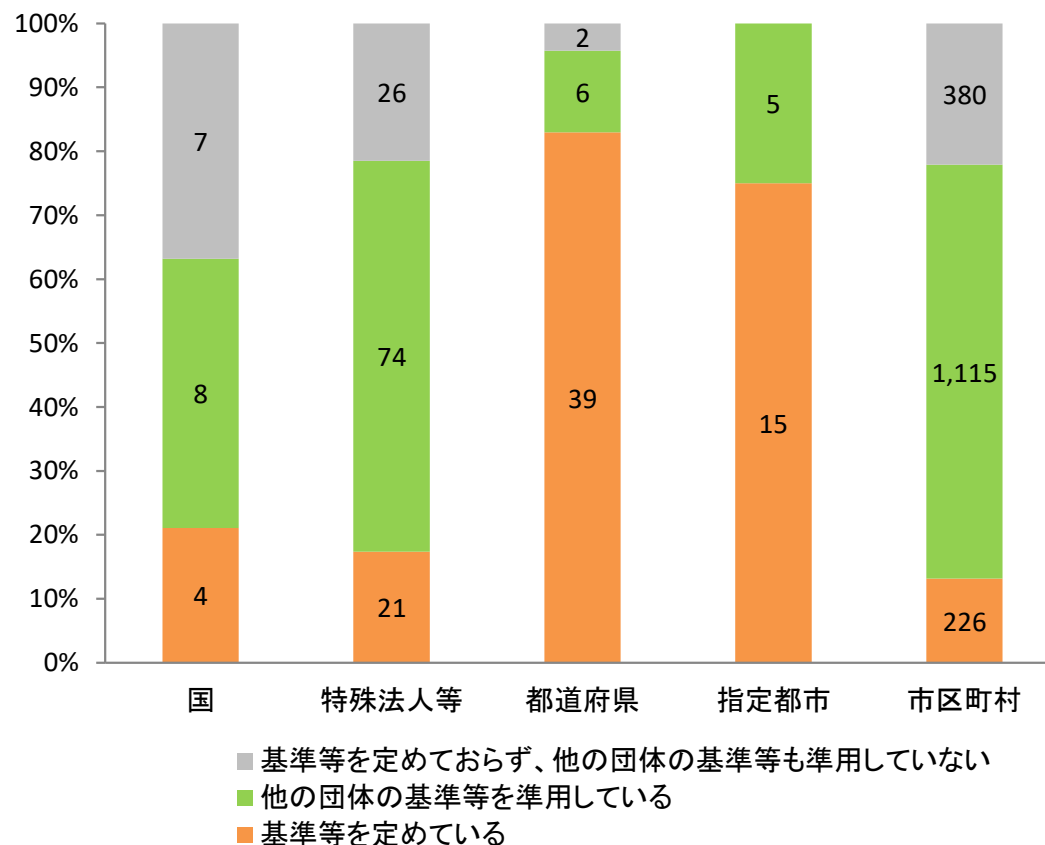
※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・調査)

適正な履行期間の設定状況(参考にする基準等)

適正な履行期間の設定に関する位置付け

○運用指針において、「履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する」ことが明記

業務の履行期間の設定に当たって参考にする基準等の策定状況



○都道府県、指定都市ではほとんどの団体が業務の履行期間の設定に当たって参考にする基準等を策定、または他団体の基準等を準用している
 一方、国では基準等を策定、または他団体の基準等を準用しているのは約6割にとどまる



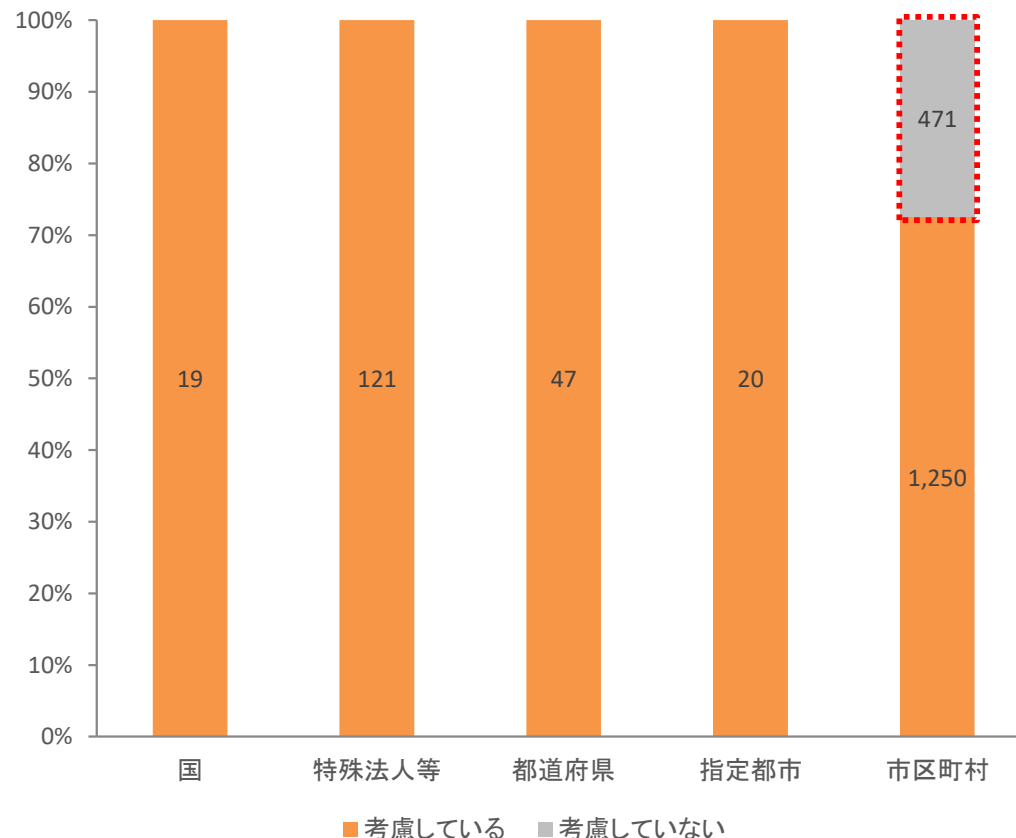
○働き方改革への対応推進には、適正な履行期間の設定が不可欠
 ○発注担当者による履行期間の設定にバラツキが出ないようにするには、一定の考え方や運用を示した基準等の策定が必要であり、徒に年度末の履行期限設定としないような働きかけを実施

適正な履行期間の設定状況(履行期間の設定に当たっての休日の考慮)

適正な履行期間の設定に関する位置付け

○運用指針において、「履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する」ことが明記

履行期間の設定に当たっての休日の考慮



○国、特殊法人等、都道府県、指定都市では全ての団体が履行期間の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している

○一方、市区町村において休日を考慮している団体は、約7割となっている



○働き方改革への対応推進には、適正な履行期間の設定が不可欠

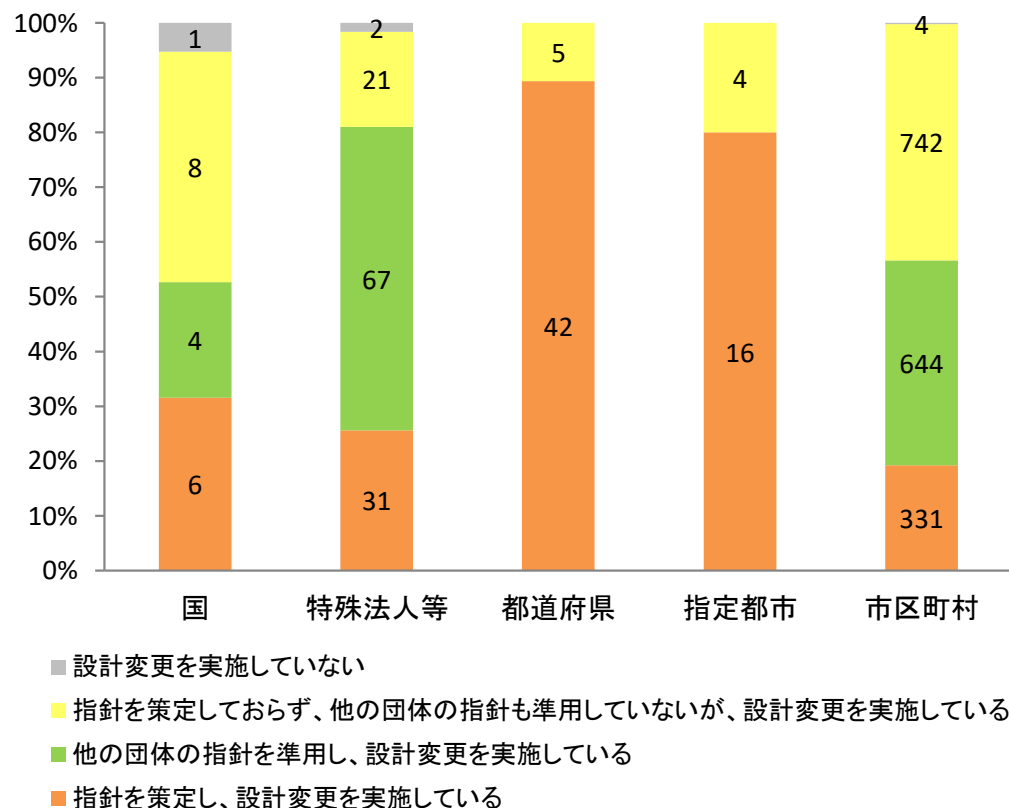
○週休2日を前提とした業務発注がなされるような働きかけを実施

設計変更ガイドライン等の策定及び設計変更の実施の状況

設計変更ガイドライン等の策定及び設計変更の位置付け

○運用指針において、「設計条件を適切に設計図書に明示し、関連業務の進捗状況等、業務に係る様々な要因を適宜確認し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合、設計図書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う」ことが明記

設計変更ガイドライン等の策定及び設計変更の実施の状況



○ほとんどの団体が設計変更を実施

○都道府県では約9割、特殊法人等、指定都市では約8割が設計変更に関する指針を策定または準用している
一方、国、市区町村では指針を策定または準用しているのは約5割にとどまる



○当初設計で示した設計条件と実際の条件が一致しない場合、必要と認められるときに設計変更を行うことは、受注者の適正な利潤を確保するために不可欠

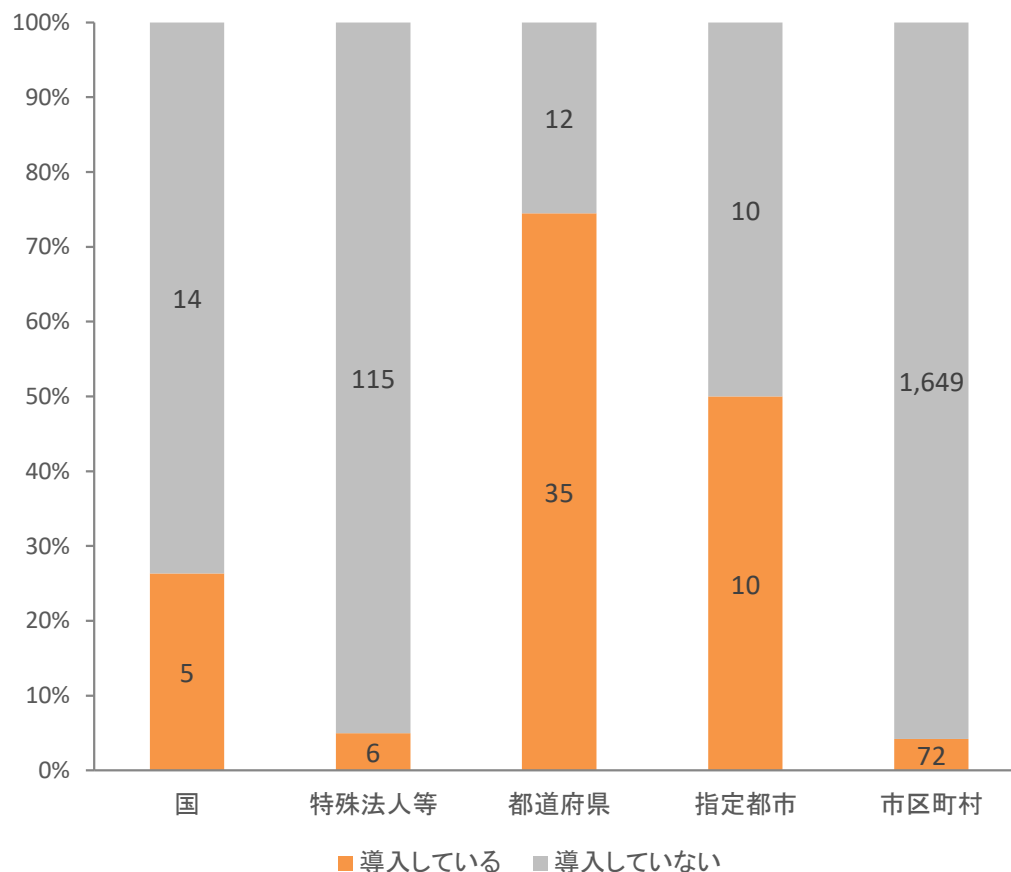
○ごく一部の設計変更を実施していない機関に対して理由等を確認し、全ての団体において、必要と認められるときに設計変更が行われることを目指す

情報共有システム(ASP)の導入状況

情報共有システム(ASP)の導入に関する位置付け

○運用指針において、「業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIM や3次元データを積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める」ことが明記

情報共有システム(ASP)の導入状況



○都道府県では約7割、指定都市では5割がASPを導入している

○一方、国ではASPの導入は約3割※にとどまり、特殊法人等、市区町村ではほとんどの団体で未導入の状況

※国の令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)完了業務のうち、件数ベースで9割超をASP導入済みの団体が発注している



○工事書類の簡素化・電子化が実現できるASPの導入により、受発注者双方の負担軽減が図られ、働き方改革の推進が可能となる

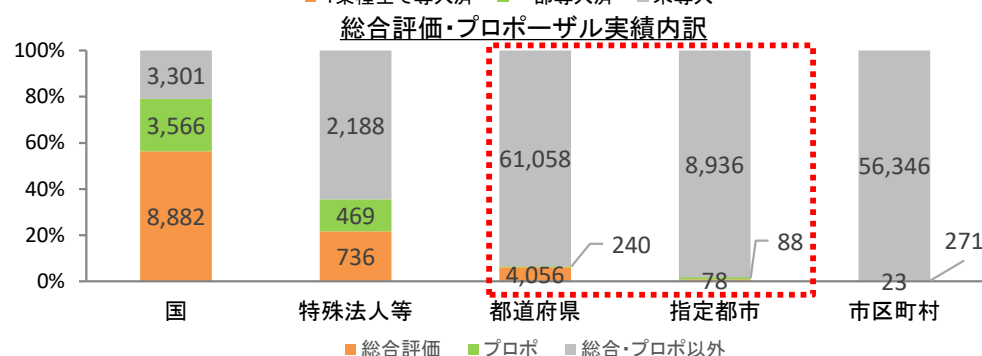
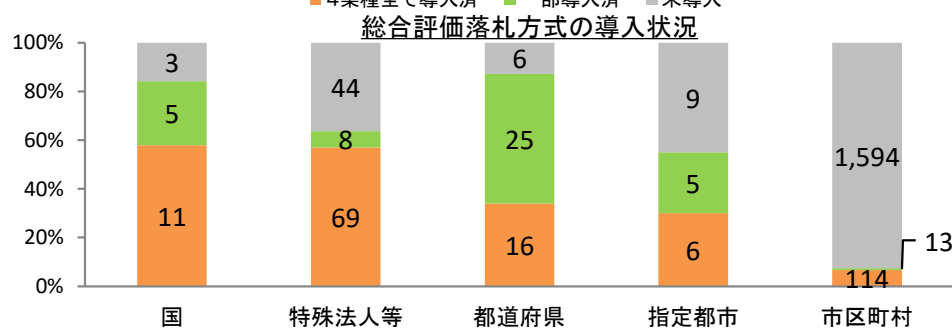
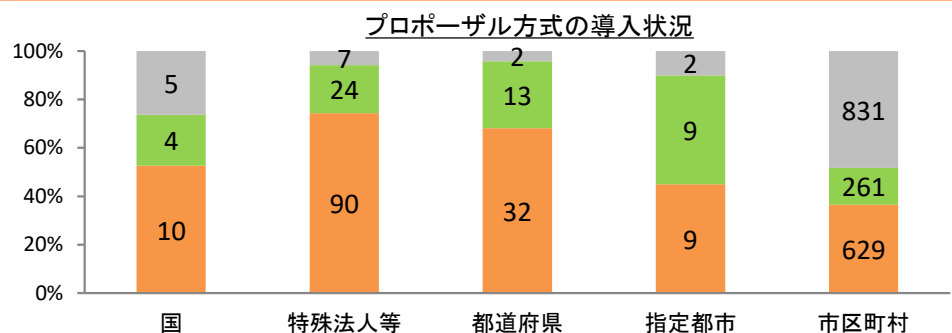
○ASPが導入されるような働きかけを実施

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入の位置付け

- 品確法において、発注者に対し、競争参加者から技術提案を求めるべき旨の努力義務が規定
- 運用指針において、「業務の発注に当たっては、業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努める」ことが明記

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入状況等



※グラフ内の数字は令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)完了業務を入札方式ごとに分類したもの

○プロポーザル方式は、国、特殊法人等、都道府県、指定都市で7割以上、市区町村では約半数で導入済。特に特殊法人等と都道府県、指定都市では、多くの発注者が導入済

○他方で、総合評価落札方式は、相対的に導入が進んでいない状況

○プロポーザル方式、総合評価落札方式の制度導入割合が比較的高い都道府県、指定都市においても、令和5年度の完了業務における実績はプロポーザル方式、総合評価落札方式が全体の1割未満

○業務の内容に応じ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案の優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶことを通じ、品質を確保することが重要

○各発注者に対して、業務の内容に応じて適切な入札契約方式を選択することの重要性について、引き続き普及啓発

発注関係事務の改善に向けた取組について

【地域ブロック発注者協議会の設置】

- 各機関の発注担当で構成する協議会を設置、発注に係る情報共有や取組を実施。
- 「新・全国統一指標」及び目標値を決定・公表（本省）
- 品確法、運用指針※の周知徹底、支援。
※「発注関係事務の運用に関する指針」
- 各ブロック独自の取組（事例）
 - ・ 働き方改革、平準化に向けた具体的取組の協働
 - ・ 取組内容のアンケート調査
 - ・ 研修、講習会の実施
 - ・ 各機関の発注見通しの公表、等
- 今後も引き続き取組を継続、強化を図る。

【都道府県公契連との連携強化】

- 都道府県ごとに開催され各都道府県の市区町村の契約担当課長等が集まる公契連において、国交省本省より説明等を実施。
- 令和 6 年度も、都道府県公契連において運用指針調査の結果を共有しながら、市区町村における発注関係事務の改善について直接働きかけ。
- 今後も引き続き、各都道府県公契連と連携して働きかけを実施。

【ブロック監理課長等会議の開催】

- 地方ブロックごとに、本省・地方整備局と各都道府県の監理課長等で構成する会議を年 2 回開催。
- 入札契約制度・発注関係事務に関する施策や取組、課題等について、情報共有・意見交換を実施。
- 令和 6 年度の会議においては、
 - ・ 運用指針の概要について改めて共有し、指針に基づく発注関係事務の適切な実施の徹底を図るとともに、
 - ・ 特にダンピング対策の導入や、履行時期の平準化について、各都道府県における取組状況や課題を共有。
- 情報共有・意見交換の内容を今後の施策推進に活かすとともに、引き続き令和 7 年度会議においても、運用指針調査の結果を共有するなどして発注関係事務の改善について働きかけを実施。

(参考)「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の概要

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う**。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項(測量、調査及び設計)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行う**など、**工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたって**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。